



2024年5月7日

各 位

会 社 名 株式会社サカイ引越センター  
代 表 者 名 代表取締役社長 田島 哲康  
(コード番号：9039 東証プライム)  
問 合 せ 先 専務取締役 山野 幹夫  
(TEL. 072-244-1174)

### ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額に関する議案を、2024年6月15日開催予定の当社第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 議案提案の理由

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることについてご承認をお願いするものであります。

#### 2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

対象取締役に対して割り当てる新株予約権の総数 3,000 個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後 2 年を経過した日から 3 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金については、当社取締役会において定める。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ⑨ 組織再編における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
組織再編における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権の交付の内容については、当社取締役会において定める。
- ⑩ 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
- ⑪ 新株予約権割当契約の締結  
新株予約権の割当ては、新株予約権者が、当社との間で、上記①乃至⑩に定める内容を含む新株予約権割当契約を締結していることを条件とする。

以 上

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の従業員及び当社子会社の従業員に対し、割り当てる予定であります。